

在デンバー日本国総領事館 領事部

平成29年メールマガジン第35号(2017年10月14日送信)

★★

【今号の内容】

- 第48回衆議院総選挙における在外投票の実施について  
(在外公館投票は終了いたしました。)

★★

●第48回衆議院総選挙における在外投票の実施について

在デンバー日本国総領事館での在外投票は終了いたしました。

1. 選挙の日程

在外公館投票の開始日 : 平成29年10月11日(水)から(公館によって在外選挙投票期間が異なりますので、各公館のホームページ等でご確認ください。)

2. 投票できる方

在外選挙人証をお持ちの方

3. 投票方法

「在外公館投票」、「郵便等投票」、「日本国内における投票」のうちのいずれかを選択して投票することができます。あなたにあった投票方法を知るには以下をご覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html>

在外公館投票(在デンバー日本国総領事館)

終了しました。

在外公館投票を実施する他の公館につきましては、以下をご覧ください。

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page3\\_000718.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page3_000718.html)

郵便等投票

(1) 上記1.に記載されている市区町村のうち、ご自身が登録している市区町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接、投票用紙等を請求してください。投票用紙の請求は、いつでもできます。請求の際は在外選挙人証を必ず同封してください。請求用紙は、在外選挙人証とともにお配りした「在外投票の手引き」からコピーするか、以下よりダウンロードしてください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/shinseisyo.html>

(2) 投票用紙が送られてきたら、選挙の公示日の翌日(10月11日)以降に、投票用

紙に投票する候補者名を記入して、上記選挙管理委員会の委員長へ郵送（国際宅配便送付）してください。

（３）国内投票日の１０月２２日（日）の投票所が閉じられる時刻（原則午後８時）までに、投票所に到着するよう、登録先の市区町村選挙管理委員会に送付する必要がありますので、注意してください。

### **日本国内における投票**

在外選挙期間中に一時帰国する場合や、帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（転入届提出後３か月間）は、登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した投票所等で、在外選挙人証を提示して投票することができます。詳しくは、登録先の各市区町村選挙管理委員会にお尋ねください。

公示日：平成２９年１０月１０日（火）

日本国内の投票日：平成２９年１０月２２日（日）

### **４．選挙公報・候補者情報**

（１）公示後、選挙公報が各選挙管理委員会のホームページに掲載される予定です。

[http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/links/senkan/](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/links/senkan/)

（２）候補者情報は、こちらを御利用ください。

<http://www.soumu.go.jp/senkyo/48ge/index.html>

### **５．その他**

各選挙人が投票する衆議院の小選挙区は、在外選挙人証の表面に記載されていますが、平成２９年７月に区割り改定が行われたことにより、変更が生じている場合もありますので、あらかじめ各選挙人において確認願います。

※総務省：衆議院小選挙区の区割りの改訂等について [総務省ホームページ](#)

=====

在デンバー日本国総領事館 領事部

Consulate-General of Japan in Denver

1225 17th Street, Suite 3000

Denver, CO 80202

TEL:303-534-1151

FAX:303-534-3393

E-mail: cgjd-consular@de.mofa.go.jp

Website: <http://www.denver.us.emb-japan.go.jp>